

認定対象事例別提出資料一覧表

●：必須

○：該当する場合に提出

被扶養者の認定に当たり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきます。

認定対象者			父 母 ・ 養 父 母						
区 分			離 職		無 職		就 業 中		
提出資料	留意点	証明書等発行者	雇用保険加入		雇用保険 非加入	収入あり	収入なし	給与収入のみ	自営業、又は給与収入以外の収入あり
			受給資格あり	受給資格なし					
住民票又は外国人登録証明書(写)	世帯全員(続柄有)のもので3ヶ月以内のもの(マイナンバー記載なし)	市区町村	●	●	●	●	●	●	●
戸籍謄本又は抄本	住民票で続柄が確認できない場合	戸籍のある市区町村	○	○	○	○	○	○	○
マイナンバー届出書	健保組合が市区町村に所得情報を確認(注9)	—	●	●	●	●	●		
源泉徴収票(写)		雇用主						● (注8)	
確定申告書(写)	必要経費のわかるものについても必要	税務署							●
直近の年金額の確認できるもの(写)	振込通知書、改定通知書、年金証書等	年金保険者	○	○	○	○		○	○
退職証明書又は退職辞令(写)		雇用主			● (注5)	○	○		
雇用保険受給資格者証(写)	受給資格者証の表、裏面	公共職業安定所	○ (注1)			○	○		
離職票1.2(写)		雇用主	●	●					
手当金支給決定通知書(写)等	傷病手当金、出産手当金等受給中：支給決定通知書 終了時：満了通知書	医療保険者	○	○	○	○	○		
廃業届(写)	自営業の場合	税務署			○				
扶養申立書		被保険者	● (注2)	● (注4)		○ (注7)	○ (注7)		
送金証拠書(写)	別世帯の場合	金融機関・郵便局	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)	○ (注3)
在院・在園証明書 診断書		病院・施設等 医師							
摘 要			父母又は養父母いずれか一人を扶養とする場合は、「夫婦間扶養優先の原則」から父母又は養父母間の扶養可否を確認する為、双方の収入が確認できる資料を提出願います						

注1 公共職業安定所に求職の申し込みをしている場合に提出してください

注2 求職の申し込みをしない場合は、その旨の申立書が必要となります

注3 求職の申し込みをしている、又は予定がある場合は、3,612円(60歳以上は5,000円)以上の日額を受給開始した日を以って扶養から削除する旨の申立書が必要となります

注4 送金証拠が提出できない場合には、毎月及び年間の送金額を記載した申立書を提出してください(検認があるので、以後は送金証拠が残る形での送金をお願いします)

注5 受給資格がない旨の申立書が必要となります

注6 雇用保険非加入の申立書が必要となります

注7 直近2年間に就業していた方で、既に退職している場合は、下記のいずれかを提出してください

①雇用保険の受給資格なし、又は雇用保険を受給していない場合は、「退職証明書」

②雇用保険を受給し、既に受給が終了している場合は、「雇用保険受給資格者証」

注8 注6 ①に該当する場合は、その旨の申立書をあわせて提出してください

注9 引き続き就業している場合は直近3ヶ月分の給与明細、雇用条件の変更等による場合は労働条件のわかるものをあわせて提出してください

注10 対象者が平成29年11月13日以降初めて被扶養者の認定を受ける場合に限り(2回目以降は届出不要です)